

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和元年10月21日（月）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、御案内の時間になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、お手元の広報日程に従いまして、補足説明をさせていただきます。

まず「1. 原子力規制委員会について」。

(1) 第38回原子力規制委員会、議題が6つございます。それぞれ御説明します。

議題1「九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案）－使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更、蒸気発生器保管庫の共用等－」。こちらは、九州電力・玄海原子力発電所3号機、4号機の設置変更許可に関しまして、3号機の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更、いわゆるリラッキングと、1号機、2号機の蒸気発生器保管庫を3号機との共用とする変更、これらにつきまして、審査書の結果の案の取りまとめと、原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取について、委員会に諮るものです。

続きまして、議題2「ピット処分及びトレンチ処分に係る改正規則における誤りとその是正のための規則の再決定について」。こちらは、10月2日の原子力規制委員会におきまして、ピット処分とトレンチ処分に関する原子力規制委員会規則の改正案が決定されました。ところが、この中に一部誤りがあったことから、その修正案の再決定について、委員会に諮るものです。

続きまして、議題3「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所材料試験炉（JMTR）冷却塔倒壊に関する法令報告事案を踏まえた当面の対応について」。こちらは、日本原子力研究開発機構（JAEA）の材料試験炉（JMTR）の冷却塔が倒壊した事案に関しまして、10月9日の原子力規制委員会で原因究明等の方針について報告したところ、再検討するよう指示を受けました。そこで、対応方針を改めて委員会に諮るものです。

続きまして、議題4「審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善について」。従来より原子力規制庁では、技術基盤グループにおきまして最新の知見を規制に取り入れるための安全研究等の調査・分析・スクリーニング等を行っております。これに加えて、審査基準やその実績を踏まえて規制を改善するための新たな取り組みにつきまして、その方針を委員会に報告し、諮るものです。

続きまして、議題5「次期中期目標案について（第1回）」。こちらは、原子力規制委員会の中期目標期間が来年度から新たに始まることから、次期中期目標の構成と項目の案を委員会に報告し、議論をしていただくものです。

続きまして、議題6「令和元年度第1四半期における専決処理について」。これは今年度の4月から6月に原子力規制庁長官が専決処理を行った案件につきまして、概要を委員会に報告するものです。

原子力規制委員会の関係は、以上となります。

続きまして「2. 審査会合、会見などについて」。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。

真ん中から下、10月24日木曜日、（5）第786回原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合、こちらは中国電力・島根原子力発電所2号機の設置変更許可に関しまして、耐震設計方針の変更について、事業者から説明を受けるものです。

続きまして、（6）、こちらはちょっと追加となります。正確に言うと、前回説明したものの修正となります。第787回原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合、こちらは前回の定例ブリーフィングで、関西電力・美浜発電所3号機の特重施設の設置変更許可、また、四国電力・伊方原子力発電所3号機の特重施設の工事計画について、審査すると御説明しました。ところで、後者の工事計画認可の関係では、伊方3号機に加えまして、関西電力・高浜発電所1・2号機の特重施設に関する審査もあわせて行われることになりましたので、修正いたします。

1枚おめくりいただきまして、3ページ目を御覧ください。

これも真ん中から下、10月28日月曜日、（10）第309回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合、こちらはJAEAの高速実験炉（常陽）の設置変更許可に関しまして、放射性廃棄物の廃棄施設など、4つの設置許可基準上の項目について、新たに説明を受けるものとなります。

私からは以上となります。

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

マルヤマさん、お願いします。

○記者 TBSのマルヤマです。よろしく申し上げます。

水曜日の規制委員会のほうで2つ伺いたいのですが、1つは、議題2の決定の一部に誤りがあったという、その一部というのは何かというのが1つと、もう一つは、議題3の件ですけれども、委員長はあのおきにもっと大事なものがあるからみたいな発言をされていましたが、それを受けて少し簡易になるという意味ですか。

○児嶋総務課長 まず、1つ目の御質問ですけれども、改正のもろもろの事項の案を前回の

原子力規制委員会で決定いただいたのですけれども、その一部の文言を変えなくていいところまで変えていたと。「廃棄物埋設施設」という用語と「安全機能を有する施設」というのが2つありまして、「安全機能を有する施設」というのをもろもろ必要などころに入れたり、変えたりしていたのですけれども、変えなくていいところまで「安全機能を有する施設」という文言が入ってしまったというので、必要などころをもう一回改めて修正した上で決定するものです。

2つ目は、まさに簡易なやり方に少しなるそうです。ただ、法令報告事象ですので、全くやらないわけにもいかないなので、そこら辺はうまく妥協案を考えてお諮りすると聞いております。

○司会 カンダさん。

○記者 時事通信のカンダです。

同じく規制委員会の議題の4番目になるのかな。「審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善」ということなのですからけれども、これはいわゆる新たに得られた科学的知見のスクリーニングによって上がってきたもので、これをこう変えましょうかという具体的な提案みたいなものがあるのか、それとも、何かこれまでの審査で、これをやったけれども、これは単に時間の無駄というか、時間がかかり過ぎるので、1回やったことはいいよねという、そういう手続というか、審査手順的なものの改善になるのか、どちらを目指すのですか。

○児嶋総務課長 前者というよりは後者に近いのですけれども、むしろ火山ガイドの改正を先般しましたけれども、あれに近いものだと思っていただければ結構です。今までの審査のいろいろな経験とかを踏まえまして、より精緻に基準とかを改正するところがあるか、ないかを検討するものです。

○記者 今回、何か事務方のほうから具体的な提案みたいな、改善提案みたいなものが、ここのこの部分を変えましょうみたいな具体的なものがあるのか、それとも、何か方向性みたいなものの提案なのかというのはどういう感じなのでしょう。

○児嶋総務課長 今後の検討する体制の方針案をまずお諮りして、それに従って今後検討を進めていくということでありまして。だから、具体的な内容は今回は出ません。

○記者 分かりました。

○司会 ほか、ございますでしょうか。タケウチさん。

○記者 共同通信のタケウチです。

明後日の定例会の議題1なのですからけれども、たしか九州電力は乾式貯蔵と一緒に申請していたと思うのですが、一応、確認ですけれども、これは乾式貯蔵に関してはまだ継続であって、リラッキングの部分だけが取りまとめの方向になっていると、そういう理解でよろしいですか。

○児嶋総務課長 乾式貯蔵とは多分申請が別のはずです。今回はまさにリラッキングと、先ほど申し上げた蒸気発生器保管庫を共用とする。その2つだけになります。

○司会 それでは、以上でよろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—